

公告・縦覧について

鳥栖基山都市計画下水道の変更（基山町決定）案

問 建設課 上下水道係 ☎92-7963 ☎92-0741 ✉gesuido-1@town.kiyama.lg.jp

▽内容 流域下水道の変更に伴い、基山第1汚水幹線位置の変更、基山汚水ポンプ場の追加をするものです。

▽縦覧

- ・期間 11月1日（金）～15日（金）までの開庁日 午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日、祝日を除く）
- ・場所 基山町役場2階建設課（基山町ホームページに概要を掲載します）

▽意見募集内容及び提出の方法

- ・記載事項 氏名、住所、連絡先及びご意見（任意の様式又は町が用意する意見等提出様式）
※様式は町ホームページからダウンロードしていただくか、建設課に備え付けています。
- ・意見募集期間 11月1日（金）～15日（金）
- ・提出方法（意見等の電話での受け付けはできません）
基山町役場建設課上下水道係まで下記方法でご提出ください。
①郵送 ②FAX ③Eメール ④役場2階建設課へ直接持参
- ・注意事項
 - いただいたご意見についての個別回答及び返却はいたしません。
 - 提出いただいたご意見の概要とそれに対する町の考え方を、ホームページ等により一定期間公表します。
 - ご意見を公表させていただく場合には、個人情報に十分配慮いたします。
 - 変更案と直接関連のないご意見への回答はいたしません。

お手続きください！

「基山町重度心身障害者福祉年金」を支給します

問 福祉課 障がい福祉係 ☎92-7964

重度の心身障害者の方に対して、福祉の増進を図ることを目的に重度心身障害者福祉年金を支給します。

▽申請締切日 11月29日（金）

▽対象者

- ① 11月1日現在で本町に居住し、身体障害者手帳の1級又は療育手帳をお持ちの方
- ② 11月1日現在で施設に入所しており、本町に居住する方の扶養を受けている身体障害者手帳1級又は療育手帳をお持ちの方

▽申請時に必要なもの

- ・申請書（対象者には申請書を送付します）
- ・印鑑
- ・身体障害者手帳又は療育手帳（写し）
- ・通帳（振込先が確認できるもの）

第7回

町議会と語ろう会を開催します

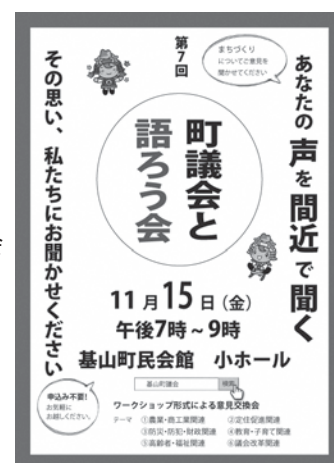
問 議会事務局 ☎92-6543

町議会では、町民に開かれた議会を目指しています。

町民の皆さんにまちづくりについてのご意見をいただき、同時に議会運営や議会活動に対する意見や要望などを聴かせていただくため、次のとおり町議会と語ろう会を開催します。事前の申込みは不要です。

▽日時 11月15日（金） 午後7時～9時

▽場所 基山町民会館2階 小ホール



ご確認ください！

納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です

問 佐賀年金事務所 ☎0952-31-4191、福祉課 保険年金係 ☎92-7934

国民年金保険料は、毎年1月1日から12月31日までに納めた（納付見込みを含む）全額が、所得税と住民税の社会保険料控除の対象になり、税額が軽減されます。

控除を受けるためには、11月上旬に日本年金機構から届く「社会保険料控除証明書」を年末調整や確定申告の際に添付する必要があります。この証明書には、平成31年1月1日から令和元年9月30日までに納めた保険料額と、12月31日までの納付見込み額が記載されています。※令和元年10月1日から12月31日までの間に、今年初めて国民年金保険料を納付された方には、令和2年2月上旬に届きます。

▽平成31年及び令和元年に国民年金保険料を2年前納した方へ

2年前納で納めた国民年金保険料を所得から控除する場合次のいずれかの方法を選択できます。

- ①全額を納付年に控除 ②各年分の保険料に相当する額を各年に控除

11月5日からスタート！

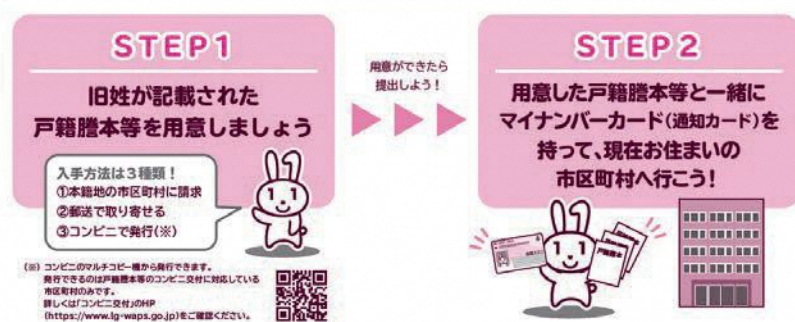
住民票等に旧姓（旧氏）が併記できるようになります

問 住民課 住民係 ☎92-7932

旧姓を使用しながら社会生活を送る女性が増えてきている中、女性活躍推進の観点から住民基本台帳法施行令等の一部を改定する政令が平成31年4月17日に公布されました。これにより、11月5日（火）から住民票、印鑑登録証明書及び個人番号カード等に旧姓を記載することができるようになります。旧姓併記を希望する場合は、住所地の自治体で請求手続きが必要です。

詳しい制度説明は、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/daityo/kyuuji.html）をご覧ください。

旧姓併記のための請求手続は2段階！



町内全域美化活動

「クリーンアップKIYAMA」にご協力ください

問 まちづくり課 生活環境係 ☎92-7941

今年も町内全域美化活動『クリーンアップKIYAMA』を実施します。環境美化推進員をはじめとする各区役員やボランティアの皆様のご協力と年2回の全町民による清掃活動によって基山町はごみの少ない、美しく快適な生活環境が維持されています。町民の皆様のご協力を宜しくお願いします。

▽日時 11月17日（日）午前中

▽参加者 基山町民（各区単位で実施）

▽場所 各行政区で選定された場所（自宅周辺の道路・公園・河川等）

▽注意事項

- 回収したごみは、集計及び処分を行いますので、各公民館に午前11時までに持ち込みをお願いします。
- 公民館に持ち込まれたごみは、可燃物（ペットボトルを含む）・不燃物・缶・ビン・落葉くずに分別し、
袋に入らない剪定枝は、直径10cm・長さ1.5m以内にしてお持ちください。
- ポイ捨て・不法投棄以外の家庭からのごみについては、持ち込みができません。定期収集に出してください。